

(仮称)多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに 支援と活躍を推進する条例

第2条 定義

子ども・若者
おおむね30代までの市民

第1条 目的

全ての 子ども・若者 が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、
将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現

子ども・若者が切れ目のない支援
を受けられる環境の整備

子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍
できる環境の整備

第3条 基本理念

(1)
子ども・若者の
権利の保障

(2)
切れ目のない
支援

(3)
意見表明・
まちづくり参画

(4)
さまざまな主体の
相互協力・相互支援

第4条 子ども・若者の権利

◆ 生きる権利、育つ権利、守られる権利・
困難に応じて必要な支援を受ける権利

◆ 意見表明・まちづくりに参画する権利
◆ 結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、
その挑戦を後押しされながら成長する権利

第5条 市民の役割

個人

・市内在住
・市内在勤
・市内在学
・市内活動

(1) 子ども・若者の権利
の尊重

(2) 見守り・ともに活動、
情報提供、助言等

団体

(例)・市民活動団体
・NPO法人
・保育園
・幼稚園
・学校
・民間企業 等

(3) 強みを生かした活動、
他団体との相互連携

事業者

(例)・民間企業 等

(4) 働く場・働く経験から
得た知識を提供する
立場での人材育成

市民

第6条 市の役割

◇ 推進体制と施策
◇ 周知・啓発
◇ 相互連携の仕組みづくり

第9条 子ども・若者計画

◇ 基本的な方針
◇ 具体的な施策
◇ 施策の達成目標

第10条 推進体制

◇ 子ども・若者計画の推進・施策
評価等の体制整備

第7条

切れ目のない支援のための仕組みづくり

◇ 困難を抱える子ども・若者に気づく機会
◇ 年齢や支援者間で切れ目のない本人に寄り添った支援
◇ 市による支援者への支援

第8条

まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり

◇ 意見表明・まちづくり参画のための環境・機会の
充実
◇ 子ども・若者がその持てる能力を発揮して挑戦・
活躍できる環境づくり